福井の若者「ふくいチャレンジャー」SNS配信用動画制作・配信委託業務　仕様書

１　目的

本件業務は、福井の若者「ふくいチャレンジャー」を県内外に情報発信するため、

　　配信用の動画を制作し、配信することを目的とする。

２　委託業務

1. 福井の若者「ふくいチャレンジャー」を紹介する動画の制作・配信

　　　①動画の制作・配信の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対

して提案すること

・「ふくいチャレンジャー（福井県内で地域活動等を行う、または活動を行いた

いと考えている概ね高校生～４０歳までの若者）」の活動内容や福井への想

いが視聴者に伝わる内容とすること

　　　　・動画視聴者のニーズ（よく視聴され、口コミ等で拡散しやすい動画の内容な

ど）を踏まえたコンセプトとすること

②少なくとも次のとおり動画を制作することとし、企画立案、動画構成、台本作

成、演出、出演者交渉・調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、ＢＧＭ

音響制作、著作権の処理等の業務の一切を行うこと

　　　【ＳＮＳ配信用の動画の制作・掲載】

　　　　・動画の時間：１本あたり概ね１分半～３分程度とするが、企画内容の趣旨に応

じて県と協議のうえ、決定すること

　　　　・制作本数：１５本以上

　　　　・制作する動画のターゲット層は中高生～４０歳程度

　　　　・制作した動画を「福井県チャレンジ応援チーム」のInstagram、Youtube、

TikTokに掲載すること

　　　　・YoutubeまたはInstagramに１件あたり15,000円以上の広告をつけること

　　　　・掲載にあたっては、効果的なデザインのサムネイルや概要欄文を作成すること

　③動画制作にあたっては以下の点に留意すること

　　・あえて「福井」を強調せず、全国の層に向けた動画とすること

　　・福井の若者たちが福井に「誇り」をもつような動画とすること

　　・見た人がSNS等で動画を拡散したくなるようなインパクトや話題性、感動を

与えるような内容とすること

　　　　・動画の内容にあった音楽音源を制作または選曲し挿入すること

　　　　・映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において、登場人物に出演の許諾

を得ること

　　　　・出演する「ふくいチャレンジャー」は県とともに選定すること

1. 福井の若者「ふくいチャレンジャー」と経営者を繋ぐマッチングイベントの動画の制作・配信

　　　①動画の制作・配信の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対

して提案すること

（マッチングイベントの内容）

　福井県で活動する若者がチャレンジしたい夢をプレゼンし、応援者（経営者など）である審査員から資金、情報発信、場所の提供などの応援を獲得する県主催のマッチングイベント。

・プレゼンをする若者の活動内容、応援者である審査員の魅力などが視聴者に伝

わる内容とすること

　　　　・マッチングイベント全体を撮影し、ポイントとなる部分を編集し、視聴者が見

たくなるような構成とすること

　　　　・動画視聴者のニーズ（よく視聴され、口コミ等で拡散しやすい動画の内容な

ど）を踏まえたコンセプトとすること

②少なくとも次のとおり動画を制作することとし、動画構成、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、ＢＧＭ、音響制作、著作権の処理等の業務の一切を行うこと

　　　【ＳＮＳ配信用の動画の制作・掲載】

　　　　・動画の時間：１本あたり概ね２０分程度とするが、企画内容の趣旨に応じて県

と協議のうえ、決定すること

　　　　・制作本数：１０本（Youtube）

　　　　・制作する動画のターゲット層は中高生～４０歳程度

　　　　・制作した動画を「福井県チャレンジ応援チーム」のYoutubeに掲載すること

　　　　・作成したYouTube動画のダイジェストバージョン（１分半～３分程度）を「福井県チャレンジ応援チーム」のInstagram、TikTokに掲載すること

　　　　・掲載にあたっては、効果的なデザインのサムネイルや概要欄文を作成すること

　③動画制作にあたっては以下の点に留意すること

　　・見た人がSNS等で動画を拡散したくなるようなインパクトや話題性、感動を

与えるような内容とすること

　　　　・動画の内容にあった音楽音源を制作または選曲し挿入すること

　　　　・なお、マッチングイベントの人選および企画・運営は福井県が実施するため、

受託者は映像の撮影、編集、配信を実施すること

1. 動画のPR、視聴結果の分析

　　　　・制作した動画および「福井県チャレンジ応援チーム」の認知度を高め、再生回

数を増やす工法手法や企画を提案すること

　　　　・動画の視聴結果に基づき、年齢、嗜好、視聴時間などの項目で集計した傾向や

今後の動画等の活用案を随時分析・提案すること

1. 権利関係

・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、

原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要となる

手数料等の経費については、予算額に含むものとする。

・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第２７条

および第２８条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として福井県

へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただ

し、成果物の内容によっては事業受託者と協議のうえ決定する。

・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで

納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任に

おいて対応するものとし、福井県は責任を負わない。

３　実績報告と成果品の納入

　　委託業務が終了したときは、委託期間終了日までに委託事業の実績報告書を作成し県に提出すること。また、制作された動画については、成果物として県に納入すること

４　その他

・委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人

情報等の取り扱いについて厳守すること。

・この仕様書に定めのない事項については、受託業者と県が必要に応じて協議するも

のとする。

５　業務終了日

令和８年３月３１日